

日本共産党

しまむら新一議員の ワークダイアリー

市議会議員報告

23.8/14 №15



日本共産党市議会議員
しまむら新一事務所
事務所/〒270-0021
松戸市小金原4-11-29
☎047-309-2651
FAX047-309-2652
松戸・鎌ヶ谷地区委員会
事務所/〒270-2252
松戸市千駄堀1810-2

—「給食がなくなる」夏休みに痩せる子どもたち—

『食の権利保障』としての完全無償化を！

「給食って、本当に神！」

認定NPOキッズドア（子どもの貧困に関わる食料や学習等をサポートするボランティア団体、2007年発足）は、夏休みを前に調査を行いました。

「物価高騰により、食料の質をさらに落とすしかなく、育ち盛りの子どもに栄養不足を感じます。学校の健康診断でも、子どもの痩せすぎで注意を受けましたが、どうしようもない状態です」と調査の回答には“悲鳴”が綴られていました。

困窮する世帯の子どもたちが栄養をしつか摂れる重要な機会が学校給食です。

女子栄養大学・石田裕美教授らの研究によると、収入が少ない世帯の子どもは欠食の割合が高く、栄養摂取量に対する学校給食の寄与も低収入世帯の子どもの方が高いことが分かってきました。

支援を受けている方から「給食って、本当に神」という言葉が聞かれるとキッズドアのスタッフは語ります。

キッズドアの調査でも、給食がなくなる夏休み中の食事について「不安がある」と答えた人は91%にも上りました。

お腹いっぱい
食べさせてあげ
られなくて、ごめ
んね……。



「子どもに十分な食事が与えられない」と回答した割合は、2021年の調査では46%でしたが、今回は60%に増えました。困窮する世帯では、食事は主食に偏り、副食はおろそかになります。

「食事はご飯にふりかけだけになり、米を買えない家庭では麺類を食べます。つまり、炭水化物ばかりで、タンパク質やビタミンがなかなか摂れません。以前は目玉焼きや卵焼きが食べられましたが、最近は卵でさえ値上がりして気軽に買えなくなりました」とスタッフは付け加えました。

ビタミン欠乏に詳しい静岡県立総合病院リサーチサポートセンターの田中清・臨床研究部長によると、最近は栄養バランスの悪い食事による「ビタミンB1欠乏症」が静かに広まっているといいます。豚肉などに含まれるビタミンB1は、炭水化物な

どを分解してエネルギーに変えていく際に不可欠なビタミン。これが不足すると、倦怠感など症状が表れます。

「体のだるさが抜けない、という保護者の声はすごくあります」とスタッフは、そう指摘します。

「それでも、お母さんは自分の食事を1食にして、『私は水で全然かまわない』と言って、その分を子どもたちに食べさせます。そんな姿を見ていると、『体を壊してしまっては元も子もないので、お母さんも食べてくださいね』と、お声かけるんですけど、なかなか難しいです」とキッズドアのスタッフは語りました。

今回は、学校給食をテーマに取り上げます。

パンデミック、戦争が見直しに！

「義務教育は、これを無償とする」（日本国憲法26条2項）

「締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する」（子どもの権利条約6条2項）

日本国憲法が公布されてから75年、子どもの権利条約に批准してから30年弱。義務教育において子どもの身体的成长発達に欠かせない学校給食は、ほとんどのところで有償でした。

憲法理念、国際的な水準から見ても大きく遅れた日本の学校給食は、新型コロナウイルス感染症の拡大と全国一斉学校休業、そしてロシアのウクライナ侵略の情勢に伴う物価高騰の影響を受けたことで、皮肉なことにその意義と、費用も含め現状の問題点が見直されることになりました。

《給食費の学習費中の負担割合》

給食費	公立小学校	公立中学校
月平均額	4477円	5171円
年平均額	4万9247円	5万6331円
学校に係る年間費用 用額に占める割合	5割	3.5割
全学年 費用	6年間で 29万5482円	3年間で 16万8993円
義務教育 課程	9年間で 46万4475円	

※文科省2021年度子どもの学習費調査より

給食費の負担が増す！

憲法・教育基本法の制定を受け、1954年に制定された学校給食法は、実は学校給食の提供義務を学校設置者に課していました。努力義務に留まっていました。

そのため、小学校国公私立問わず98.7%で完全給食が実施されていますが、中学校では89.1%の学校でしか完全給食は実施されていません。およそ1割の中学校では、お弁当を持参するような方式がとられています。公立中学校に限っても完全給食が提供されていない学校は3.9%に上り、全国で約350校が該当します。

学校給食費は、上記の表の通り、文科省の2021年度の子どもの学習費調査では、公立小学校の学習費の中で給食費は5割を占め、公立中学校でも3.5割を占めていることが分ります。

食品の値上げラッシュ、光熱費の高騰等がさらに家計を圧迫しています。例えば、2021年9月から2022年9月の1年間で食用油1ℓの物価は、1.42倍に値上がりしました。こうした現状から、学校給食費の家計への負担はより増しています。

給食費の負担軽減実施自治体が83.2%へ

文科省が物価高騰に対応して学校給食費の保護者負担軽減を実施しているかを自治体に尋ねた調査では、実際に負担軽減を実施している自治体が全体の37.9%、実施を予定している自治体が全体の45.3%と、合わせて83.2%に上りました。具体的には、臨時交付金などを利用し、学校給食費の値上げ分を自治体が負担したり、給食費の一定割合、あるいは全額を自治体が補助したり、という策をとった自治体がこれだけあったということです。

こうした流れの中で、公立小中学校の完全無償化を2022年度に行った自治体は「日本農業新聞」の調査によれば、28%、およそ3割にも上りました(2023年2月22日号)。

問題は残り7割が有償であり、あくまでも2022年度実施であり、恒久的な措置ではない自治体も含まれていることです。住んでいる自治体で保護者負担軽減措置が異なり、また、憲法上または国際法上保障を受けるべき子どもたちの「食の権利保障」の状況に格差があるということです。

給食に携わる人々の負担軽減も！

無償化の波が広がる過渡期としては仕方のないことかもしれません、子どもたちの基本的人権に係る事柄について、その実施の判断や負担を設置者である自治体任せにすることは、国の責任放棄と言っても過言ではありません。

千葉工業大学・福島尚子教授(「隠れ教育費」研究室チーフ)は、全国オンライン署名「#給食費無償」を全国へ！」を

《近隣自治体の実施状況(公立学校)》

自治体名	無償化対象	備考
松戸市	小中第三子以降	第2子半額
柏市	小中第三子以降	
流山市	小中第三子以降	
我孫子市	小中第三子以降	
野田市	小中第三子以降	
鎌ヶ谷市	小中第三子以降	
市川市	小中全児童生徒	特別支援学校、義務教育学校
船橋市	小中第三子以降	
葛飾区	小中全児童生徒	
台東区	小中全児童生徒	
中央区	小中全児童生徒	
品川区	小中全児童生徒	
世田谷区	小中全児童生徒	
北区	小中全児童生徒	
荒川区	小中全児童生徒	
足立区	中学校のみ	
大田区	小中全児童生徒	6月～

憲法記念日からスタートさせました。

全国オンライン署名で訴えているのは、国のリーダーシップによる全国一斉の給食費無償化だけでなく、●給食を食べられない子への配慮、●地域に根付いた給食、●給食事務に関わる職員や調理員、栄養士らのすべての労働環境の改善、負担の軽減等を求めていきます。

福島さんは「全国どこの学校においても給食が子どもたちのための「食の権利」を満たすものとなり、また、同時に給食に携わるどの人々にとっても、給食が安心・安全で心安らげる時間となってほしい」と訴えています。

子どもにとって学校給食とは？

—学校給食の歴史から考える—



年代	主なできごと
18世紀初頭	英國、エリザベス救貧法(1601年)が制定されて以降、教会を中心に子どもたちに食事の提供が行われた。 英國の産業革命の最盛期(1760~1830)には12時間もの過酷な児童労働が強いていた。キリスト教福音派の人々は学校教育を行い、朝食と昼食を提供した。
1850年代	英國では学校の設置をはじめ、子どもの生活や健康管理を「私的慈善」に放置することが社会的に許されなくなってきた。1870年、初步教育法制定、学校給食拡充へ。1906年、教育・給食法制定、「救貧」から「教育」としての学校給食へと歴史的な転換がなされた。
1872(明治5)	日本では明治になり学制施行、1885年(明治18)小学校令制定、就学4年間の尋常小学校誕生、授業料等が有償だったため、就学率50%。学校に行けない子どもたちを引き受けた山形県鶴岡市の私立各宗協同・忠愛小学校簡易化学校では、授業料を徴収せず、「おにぎり給食」を行っていた。
1931(昭和6)	満州事変以降、「健兵健民」策として「学校給食」が利用される。それは「強い兵隊と銃後の国民の養成機関」であり、「子どものための学校給食」とは相反するものだった。
1951(昭和26)	ユネスコ主催「国際公教育会議」が世界の学校給食観の到達点に立ち、各国に勧告を出す。内容は①すべての学校で給食が行われるようにする、②自校方式で行う、③食堂を設ける、④良い食習慣、清潔、食事作法、協力と仲間意識を育てる、⑤栄養的、教育的利益のゆえに、すべての子に与えられる、⑥献立は、子どもの身体的及び知的発達を促すように工夫する、⑦学校給食の運営費は中央・地方の行政当局の負担とする、⑧学校給食は完全無償とする、等々。
1954(昭和29)	ユネスコの勧告を受けて、学校給食法の制定。提案理由には給食を「教育の一環」とし、子どもたちの現在と将来の生活を幸福にするものであり、「教育的に実施される学校給食の意義はまことに重要である」と述べられた(1954年4月14日、第19国会衆議院本会議)。学校給食活動は、知識と生活体験とを生かした実践的な教育活動。この法で給食活動を通して、自発的精神、学問的能力、協同や自治の力を育てることが保障された。
1956(昭和31)	当時文部省が「学校給食について」の通達を出す。内容は給食の時間を利用して、栄養職員や調理員に栄養のこと、調理の工夫などを語ってほしいというもの。委託化された学校ではできない先駆的な通達だった。
2005(平成17)	食育基本法が制定。同法で食育は、知育、道徳及び体育の基礎となるとした。 1980年代頃から、各地で地域に根ざした多様な給食実践・食育実践が展開された。給食の無償化によって市民の意識も変化している。 栃木県大田原市の調査では「給食・食育への関心が強くなった」「給食をつくる苦労を子どもに教えた」「市民全体で子育てをするという意識が強くなった」などの声が寄せられた。